

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）46

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43841 |

衆議院における協定可決

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

| | | |
|----------------|----------------|----------------|
| 機密表示 (極秘・秘の朱印) | 符号表示 | ※ |
| 平 | 略 | 総第 1117 119 号 |
| 第 7418 号 | 昭和 年 月 日 時 分 発 | 46.11.17 17.52 |
| 大至急・至急・普通・LTF | 発電係 | 4 |

| | | |
|---|-------------------------------|--|
| 大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 | 主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長 | 主管局部課(室)名 アメリカ局北米才一課 起案 昭和46年11月17日 起案者 電話番号 2465 |
|---|-------------------------------|--|

協議先

官房総務参事官

中江参事官 条約課長

官房書記官

米光場大使 臨時代理大使

沖野参事 総領事 代理

あて 福田大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使

転 報 総領事 代理 あて

件名 衆議院協特第1643協定可決

本17日15時15分衆議院沖野参事

協定特別委員会は、賛成多数を以て

迅速協定を可決した。

局長如先 米 沖野参

写
済
31

(※印刷内は電信録記入)

(昭和四二・七一 改正)

GB-1

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

| | | |
|----------------|----------------|----------------|
| 機密表示 (極秘・秘の朱印) | 符号表示 | ※ |
| 平 | 略 | 総第 1124 138 号 |
| 第 7584 号 | 昭和 年 月 日 時 分 発 | 46.11.24 18.09 |
| 大至急・至急・普通・LTF | 発電係 | 13 |

| | | |
|---|-------------------------------|--|
| 大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 | 主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長 | 主管局部課(室)名 アメリカ局北米才一課 起案 昭和46年11月24日 起案者 電話番号 2465 |
|---|-------------------------------|--|

協議先

官房総務参事官

中江参事官 条約課長 安全保障課長

官房書記官

米光場大使 臨時代理大使

沖野参事 総領事 代理

あて 福田大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使

転 報 総領事 代理 あて

件名 衆議院本会議1643協定可決

従前米化1合才7418号に因り

本24日午後七時衆議院長会場にて

11、沖野参事協定に因り

協内協特委員長の報告の後 正木良明

(公)の反注、福永一(白)の賛成、門

漢

写
済
通報済

(※印刷内は電信録記入)

(昭和四二・七一 改正)

GB-1

討論

2

司亮(改)の及討論の結論の採決
 以て、賛成多数(285票)を以て、
 之を協定に可決、之を後引き結
 して自民、公明、民社3党共同提案の
 「非核兵器並に、中絶本身基地編
 成の廃止」決議案、を全会一致で
 可決した。(是非決議は)

本誌如先 本、評決案

(1)

北米一課長

11月22日の報告は、24日（米国）の報告に
（米政府の報告）の中心に、（米政府の報告）
委（条約の）

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

昭和四十四年十一月ワシントンにおいて佐藤総理大臣とニクソン大統領との会談後発表された共同声明に基づき、政府は、本協定第一条2に定義する琉球諸島及び大東諸島（以下「沖繩」という。）の施政権の日本国への返還に関する具体的取極について、米国政府との間に交渉を行なつてきた。その結果、最終的合意に達したので、昭和四十六年六月十七日に東京及びワシントンにおいて、本協定の署名を行なつた。

本協定は、沖繩において米国政府が行使してきた施政権のわが国への返還につき取りきめる

ためのもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 米国が沖繩に関して平和条約第三条の規定に基づくすべての権利及び利益を日本国のために放棄し、日本国はこの協定の効力発生の日から、沖繩の行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための権能及び責任を引き受けること。
- 2 日米安全保障条約等日米間に締結されている諸条約が、本協定の効力発生の日から、沖繩に適用されること。
- 3 日本国は、本協定の効力発生の日に、日米安全保障条約及びこれに関連する取極に従い、米国に対し、沖繩における施設及び区域の使用を許すこと。
- 4 日本国は、米国の施政期間中適用された米国又は沖繩現地法令により特に認められる日本国民の請求権を除いて、沖繩において生じた米国及びその国民に対するすべての請求権を放棄すること。また、米国の施政期間中に、米国若しくは沖繩現地当局の指令によつて行なわ

れた行為を承認し、米国民又は現地居住者についてこれらの行為から生ずる民事又は刑事の責任を問わないこととする。

5 日本国は、原則として、沖縄における裁判所が行なつた最終的裁判の効力を認め、また、これらの裁判所に係属中の事件について、裁判権を引き継ぐこと。

6 琉球電力公社、琉球水道公社及び琉球開発金融公社の財産並びに復歸の日に米國に提供される施設及び区域の外にある米國政府の財産は、本協定の効力発生の日に日本國政府に移転すること。

7 日本國政府は、米國の資産が日本國政府に移転されること、米國政府が沖縄の日本國への返還を一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明第八項にいう日本國政府の政策に背馳しないよう実施すること、米國政府が復歸後に雇用の分野等において余分の費用を負担することとなること等を考慮して、本協定の効力発生の日から五年間に総額三億二千万合衆國ドルを米國

三

政府に支払うこと。

8 日本國政府は、本協定の効力発生の日から五年間、米國政府が沖縄においてヴォイス・オヴ・アメリカ中継局の運営を継続することに同意し、日米兩國政府は、同日から二年後に同局の将来の運営について協議に入ること。

なお、本協定は、批准書交換の日の後二箇月で効力を生ずることになっている。

よつて政府は、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日本國民の長年の念願であつた沖縄の復歸を実現するものであり、適当な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

四

昭和四十六年十一月十七日

沖繩返還協定特別委員長 櫻内義雄

衆議院議長 船田中殿



〇

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官

務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総入電厚計
書文会営給

総番号(TA) 59870 主管
71年 月 17日 18時 0分 沖縄 発
71年 11月 17日 17時 9分 本省 着

外務大臣殿 高津 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

返かん協定

第1186号 平 至急

17日ゆうごみやサト副主席は記者会見において同日午後衆院協定委において返かん協定の強行採決が行なわれたことは誠に残念であるとの極めて簡単な談話を発表した。

(了)

調査長
参企析調
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南番
参西東洋
長 西東

近ア長
参書近ア
経次総経国資
長 参貿統
経協長 参政技一理
参政経科
長 参政経科
軍社専
参道内外
文長 一二

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官

務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総入電厚計
書文会営給

総番号(TA) 60093 主管
71年 月 18日 16時 0分 沖縄 発
71年 11月 18日 15時 2分 本省 着

外務大臣殿 大使 臨時代理大使 総領事 代理

11.19をめぐる復帰協の動き

第1190号 略 至急

りゆう警情報

1. 復帰協は協定特別委における強行採決に関し17日午後6時から緊急執行委員会を開き19日に予定している「完全復帰要求けん民総決起大会」を「おきなわ協定強行採決きゆう弾のサトウ内閣打倒11.19けん民総決起大会」に変更して開くことを決定すると同時に抗議声明を発表した。

抗議声明の要旨次の通り。

けん民の要求を最大限にそん重し十分な審議をつくすと公言しながらわずか4日間の審議でしかも大変な議場混乱の中で強行採決したことは議会民主主義を破かいし軍国主義へのあかしてありわれわれは絶対認めない。共同声明路線による返かんは再び日本の軍国主義復活と戦争への道に利用する危険なものであると指摘したが国会審議を通じて明白となつた。百万けん民が戦後26年間要求し続けてきたそ国復帰は戦争体験に基づく反戦平和の立場からの一切の軍事基地撤去の安保破棄による完全復帰であ

調査長
参企析調
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南番
参西東洋
長 西東

近ア長
参書近ア
経次総経国資
長 参貿統
経協長 参政技一理
参政経科
長 参政経科
軍社専
参道内外
文長 一二

外務省

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

る。おきなわ処分をせ止するためわれわれはセネストを決行の360人の集京行動団の上京など協定に反対する戦いを展開しているところである。院内外を通じて国民的な戦いの高まりを恐れたサトウ内閣と自民党は強行採決の暴挙をあえて行なった。このようなけん民不在の強行採決を徹てい的にきゆう弾しサトウ内閣を打倒する戦いと同時に自衛隊配備反対軍用地再契約拒否の戦いを一段と強化する決意である。

2. 1/9日のけん民大会は午後5時半より立法院第1庁しや前で約1時間にわたり行ないデモ行進は行なわないことに復帰協執行委員会段階では決めているがこの点なお流動的の様相である。(動員数について主催者側は1万人と称しているがりゆう警は3000人程度と見ている)。更に主催者側は会場での「草マル」「中核」の集団のピラ配りを禁止し大会参加も認めず大会をばう害する時は参加者全員で排除することを決定した由。

(了)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 60098 主管
71年 1月 8日 15時30分 沖縄 発着
71年 1月 8日 15時37分 本省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

衆院協特委における協定可決(現地反響)

第1/1/92号 平

往電第1/1/86号に關し

1/7日の衆院協特委における本協定強行採決につき1/8日付当地紙朝刊が報ずる当地各界反響の要旨次の通り

1(1) 行政府、立法院各党

ミヤサト副主席(「建議書」提出の前に採決されたことは残念。本会議では「建議書」も十分検討して欲しい) 立法院議長(論議はつくされていた。一応の決着をみたことは早期復帰を願うけん民にとってよろこばしい。政府、国会が今後内容修正のため対米せつしようすることを望む) オオタ自民党けん連幹事長(採決が行なわれたことはよろこばしい。本会議でも早急かつスムーズに成立することを望む。関連法案も基本的にけん民の要求を反えいしている) 平良社大党書記長(核問題についての審議の最中に質疑が打切られたことは本土に核がかくされていることを自ら認めたもの。議会制民主主義を無視した自民党の暴挙は許せぬ) アラカキ社会党書記長(許せない暴挙)

大政事外外儀官
務務 典房
次次
臣官官 審審長長
儀儀 人電厚計
書文会營給

調査長 参企析調
領移長 参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
米 参北北保
長 中南
南 参一二
番 参西東洋
歌 西東
長

近ア 参書近ア
長 次総経国資
経 一源

長 参貿統国
経 参政技一理
協 国企二
長 参参協規

長 参政経科
情 軍社專
長 参道内外
文 一一

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

本土政府の失態をきゆう弾し、交渉やり直し要求をかん徹すべく政治力を結集する。ナカマツ人民党情宣部長(おきなわの国をふうじ国民の要求をふみにじるもの。全面返かんと自民党政府打倒、民主連合政府じゆ立をめざして戦う。)

(2) 各種団体

友利公明党けん本部長(民主主義を否定する暴挙、だんこ抗議し採決の撤回を要求する。サトウ政府は早期に退ちんせよ。)|オオタけん労協事務局長(審議さえつくされていれば敬にやぶれてもしかたがないが、これでは自民党独裁のりゆうきゆう処分だ。)|フクチおき教組書記長(議会の権いは失ついた。今後とも協定のやり直しを要求していく。)|当山おきなわ同盟書記長(おきなわに対する誠意ある態度がない。1/9日にきゆう弾大会を開く。)|エイザトおき経協専務理事(協定は、けん民に日本国民としての主権を回復せんとするもので、強行採決も大いに結構。不満や疑問点は世論をはい景に今後国内施策と外交せつしようとして解決すべし。)|アサト商工会議所専務理事(まず復歸するのが先決。与野党には基本的な相違があるので、強行採決もやむを得ない。)|トクヤマ工業連合会専務理事(協定の内容に100%満足ではないが、復歸をこれ以上引きのほすことには反対。強行採決もやむを得ない。)

なお、復歸協は1/7日要旨往電第1/190号の通り

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

なお、復歸協は1/7日要旨往電第1/190号の通りの抗議声明を發表した。

(了)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀部
事務次官
大臣官房審議長
儀部人電厚
文会営総

調査長
参企析調
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南番
参西東洋
長 西東

近ア長経
参書近ア
次総経国資
長 参質統国
経協長 参政技一理
条 国企二
参多協規
長 参政経科
情長 軍社専
参道内外
文書 一二

総番号(TA) 61589
71年11月25日15時00分 沖繩 発着
71年11月25日15時30分 本省
外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

衆議院本会議における協定可決

第1204号 平 至急
貴電米北ノ合第7584号に関し

25日付当地紙朝刊が報ずる当地反響の要旨次の通り。
(1) ヤラ主席談話(要旨)

議長職権で開会された本会議で社会、共産両党が欠席したままの変則状態で協定を承認したことを不満に思う。これはおきなわの将来に不安と疑わしさを残すこととなる。おきなわけん民は、本国会がおきなわの命運を決定すると判断してしん重審議を要求してきたのであり、遺憾というほかはない。今後参議院での審議がけん民の要求通りになされるか見守つていきたい。ただ、全員参加ではなかつたが、おきなわの核ぬき、基地縮小の決議がなされたことはそれなりに意義がありその実現を強く要求する。

(2) 立法院各党等談話
星議長(協定承認を心からよるこびに感謝する。内容に不満な点は復帰後ノ億同ほうと共に解決すべし。)自民党けん連(百万けん民が異民族支配のもとから離脱し、日本国

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

民としての本来のすがたに立ち返ることが決定的となり、感無量である。本来全会一致で承認されるべきにもかかわらず一部政党的の自がに集つてこれが不可能となつたことは遺憾である。社大党(協定の内容はおきなわの米軍機能を強化するものである。協定の差込み性を引き続きばるろしてい)社会党けん本部(議会制民主主義を否定してまでの自民党のやり方は断じて許し得ない)人民党(特別委での暴挙に対する国民大衆のきゆう弾を無視した許しがたい犯罪行為。協定批准を許さずサトウ内閣打倒と国会解散を要求して闘う)

(3) 各種団体
公明党けん本部(野党共闘に致命的なひびが生じたとは思わない。非核決議と基地縮小の決議はけん民不安の一部を取り除いた点で評価する)けん労協(ますます大衆運動を強化しなければならぬという危機感を覚える。30日ころに本土とこおらして抗議の集会を開きたい)おき教組(けん民の抗議の声を完全に無視した暴挙である。今後自衛隊配備反対等の戦いを強化してい)地方同盟(おきなわ議員の意見が反えいしない協定。十分な審議もつぐさずマヤカである)おき経協(自民党の果断と公明、民社両党の議会制民主主義をつらぬいた理知に対し、賛意と謝意を表明する)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

〈4〉復帰協抗議声明〈要旨〉

衆議院本会議での協定承認は、7月の協特委の強行採決を合法化するものであり、このような形が合法化した国会決議を絶対に容認することはできない。公明、民社両党の切り切りは、自民党政府を免罪にし、戦争政策に手をかした。非核兵器等に関する決議については、自民党政府を信頼する以外に何ら保証もない限り、この政府をこきぞし、国会決議を信用することはできない。われわれは、かような国会決議をきゆう弾し、協定を実質的に拒否する戦いとして、自衛隊配備反対、軍用地再契約拒否とへい行して、関連国内法案の可決を阻止すべく闘争を強化する。

〈了〉

(22 16 25 25/11)